

# 居宅療養管理指導説明文書

1. 当院は、新潟県知事指定の居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養指導（以下「居宅療養管理指導等」という）実施施設です。（事業所番号 151031267）
2. 居宅療養管理指導の目的  
医師が行う居宅療養管理指導は、居宅介護支援事業者（ケアマネージャー）が作成する居宅サービス計画（ケアプラン）に必要な情報の提供や、利用者・家族等に対する療養上必要な指導・助言を行います。
3. 実施時間  
医師による居宅療養管理指導（月・水・金曜日 午後2時から5時）  
\*通常の場合、訪問診療や往診時に行います。また、電話での相談には、随時応じております。  
なお、居宅介護支援事業者への情報提供については、随時行います。
4. 通常の事業実施地域  
上越市八千浦地区 頸城区南川小学校区・浮島・下米岡・榎井 大潟区犀潟  
その他の地域の方はご相談ください。
5. 利用料等  
《介護保険の利用料》 月2回まで  
医師による居宅療養管理指導 1回につき 5,670円（患者負担 567円）1割負担の場合（中山間地域居住者サービス提供加算を含む）  
\*中山間地域等居住者サービス提供加算は厚生労働大臣が定める中山間地域等（通常の事業実施地域以外に限る）の居住者にサービス提供を行った場合に算定します。（新潟県は中山間地域に該当します。）  
（注：介護保険の一部負担金につき公費負担がある場合は、その分を減免する）  
《その他の費用》  
訪問診療や往診、それに伴う治療の費用、及び治療に関する電話相談の場合は、医療保険として取り扱われ、医療保険の一部負担金が、別途かかります。
6. 秘密保持  
居宅療養管理指導を実施するにあたって知り得た秘密を漏らしません。  
但し、居宅介護支援事業者に居宅サービス計画（ケアプラン）作成のため、患者さんの情報を提供する必要があります。この情報については、患者さん又は家族の了解のもとで、居宅介護支援事業者に提供します。
7. 相談・苦情処理  
居宅療養管理指導等に関する相談や苦情があれば、いつでも医師にご相談ください。苦情については内容を伺い必要な対応を行います。